

政治活動要覧

〈地方選挙編〉

第四次改訂版

国政情報センター

第1章 はじめに

政治活動とは	政党その他の政治活動を行う団体とは……………8
	公職の候補者等とは……………9
	政治活動とは……………9
	事前運動の禁止……………11

第2章 平時の政治活動

禁止される行為	事前ポスターの禁止……………16
	候補者による年賀状などの挨拶状の禁止……………16
	挨拶を目的とする有料広告の禁止……………17

政治活動上の注意点	演説会や座談会の開催……………18
	各種の調査活動……………18
	政治活動用文書図画の掲示の制限……………18
	立札・看板の類の掲示の制限……………19
	ポスターの掲示の制限……………22
	党員拡大活動……………25
	パンフレットの頒布……………25
	後援会活動……………26
	機関紙誌……………28

寄附の禁止	公職の候補者等の寄附の禁止……………30
	公職の候補者等を名義人とする寄附の禁止……………32
	寄附の勧誘・要求の禁止……………32
	公職の候補者等の関係会社等の寄附の禁止……………33
	公職の候補者等の氏名を冠した団体の寄附の禁止……………33
	後援団体に関する寄附の禁止……………34

第3章 選挙時の政治活動

選挙ごとの規制	選挙ごとの規制……………36
	規制を受けない選挙……………37
	規制を受ける選挙……………38

規制を受ける政治活動	政談演説会……………41
	街頭政談演説……………44
	政治活動用自動車……………46
	拡声機……………47
	ポスター……………48
	立札・看板の類……………50
	ビラ……………51
	機関紙誌……………52
	連呼行為……………54
	公共の建物への文書図画の頒布……………55
	特定候補者の氏名の記載……………55
	選挙が重複するときの規制……………56

第4章 政治資金の主な規正

政治団体の届出	政治団体とは	58
	政党とは	59
	政治団体の設立	59
	政治資金団体の指定	60
	資金管理団体の指定	60
	国会議員関係政治団体の届出	61
	政治団体の解散等	62
寄附の量的制限	寄附の量的制限	63
	政党・政治資金団体が受けられる寄附	64
	その他の政治団体が受けられる寄附	65
	公職の候補者が受けられる寄附	66
寄附の質的制限	会社等のする寄附の制限	69
	公職の候補者の政治活動に関する寄附の制限	69
	補助金等を受けている法人の寄附の制限	69
	出資や拠出を受けている法人の寄附の制限	70
	赤字会社の寄附の禁止	70
	外国法人などからの寄附の受領の禁止	70
	匿名などの寄附の禁止	71
	その他の寄附の制限	72
政治資金パーティー	政治資金パーティーの開催	73
	政治資金パーティーの対価の支払に関する制限	74
会計経理	会計帳簿の備付けと記載	75
	支出簿の記載	75
	収入簿の記載	76
	運用簿の記載	77
	支出の明細書	77
	あっせんの明細書	77
	領収書などの徴収	78
	会計帳簿・明細書・領収書の保存	78
	会計責任者の事務の引継ぎ	79
収支報告書	収支報告書の提出義務	80
	収支報告書の提出期限	80
	収支報告書の記載	81
	収支報告書の要旨の公表	82
	収支報告書の保存	82
	収支報告書の閲覧・写しの交付	82
その他	個人の寄附に関する税制上の優遇措置	86
	政治資金の運用方法の制限	89
	寄附などの公開	89

第5章 政治活動における主な罰則

政治活動等に関する罪	選挙運動の期間制限違反	92
	挨拶を目的とする有料広告の禁止違反	92
	文書図画の制限違反	93
	選挙期間中の政治活動の規制違反1	94
	選挙期間中の政治活動の規制違反2	95
選挙報道・評論に関する罪	新聞紙・雑誌が選挙の公正を害する罪	96
	新聞紙・雑誌の報道評論の自由違反	96
寄附の制限に関する罪	候補者等の寄附の禁止違反	97
	候補者等を名義人とする寄附の禁止違反	97
	寄附の勧誘・要求の禁止違反	98
	候補者等の関係会社等の寄附の禁止違反	98
	候補者等の氏名を冠した団体の寄附の禁止違反	99
	後援団体の寄附の禁止違反	99
政治資金の規正違反	届出前の寄附の受領・支出の禁止違反	100
	政治資金パーティーの量的制限などの違反	100
	寄附の制限違反	101
	補助金等を受けている法人の寄附の制限違反	102
	外国法人などからの寄附の受領の禁止違反	102
	出資や拠出を受けている法人の寄附の制限違反	103
	赤字会社の寄附の禁止違反	103
	匿名などの寄附等の禁止違反	104
	寄附等のあっせんに係る威迫的行為の禁止違反	104
	意思に反するチェックオフの禁止違反	105
	公務員の地位利用行為の禁止違反	105
	会計帳簿の備付け・記載義務違反	106
	明細書の提出・記載義務違反	107
	事務の引継ぎ義務違反	107
	領収書などの徴収・送付義務違反	108
会計帳簿などの保存義務違反	108	
保存中の会計帳簿などへの虚偽記入	109	
収支報告書の提出・記載・会計責任者への監督義務違反	109	
公民権停止	公職選挙法・政治資金規正法違反	110

図表

政治活動と選挙運動の違い	10
政治団体への政治資金の流れ	67
政治団体間の政治資金の流れ	67
公職の候補者への政治資金の流れ	68
公職の候補者からの政治資金の流れ	68
収支報告書の記載事項の概要（収入・支出関係）	83
寄附金（税額）控除の手続きの流れ	88

I

はじめに

政治活動とは

政党その他の政治活動を行う団体とは

ポイント

▶ 公職選挙法は、「政党その他の政治活動を行う団体」の政治活動についてさまざまな規制を設けています。

▶ 「政党その他の政治活動を行う団体」とは、公職選挙法上その意義に関する明文の規定はないものの、広く「政治活動を行う目的を有する団体」と解されています。

したがって、政治資金規正法で規定する政治団体（政治活動を行うことを本来の目的とする団体および政治活動を主たる活動として組織的・継続的に行う団体）だけでなく、副次的に政治活動を行うことを目的とする団体（経済団体、労働団体、文化団体など）もこれに含まれます。

ケース解説

▶ **政治資金規正法上の届出のない政治団体も規制を受けるか**

政治資金規正法では、政治団体が結成されたときは7日以内に選挙管理委員会または総務大臣に届け出ることとされています。届出をした政治団体は、当然に公職選挙法上、「政党その他の政治活動を行う団体」として規制を受けます。

政治資金規正法上の政治団体であっても形式的に届出をしていない団体や、政治資金規正法上の政治団体には該当しないため届出をしていない団体（副次的に政治活動を行うことを目的とする文化団体など）も、実質的には政治活動を行う目的を有する団体であるならば、公職選挙法上は「政党その他の政治活動を行う団体」として規制を受けます。

公職の候補者等とは

ポイント

- ▶ 公職選挙法において「公職」とは、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議会の議員および長の職をいいます。

〔公職選挙法3条関係〕

- ▶ 公職の候補者等とは、公職の候補者および公職の候補者になろうとする者（公職にある者を含む）をいいます。

- ① 「公職の候補者」とは、現に立候補を届け出ている者をいいます。
- ② 「公職の候補者になろうとする者」とは、これから立候補する意思を有する者をいいます。
- ③ 「公職にある者」とは、現在議員などの公職にある者をいいます。

〔公職選挙法199条の2関係〕

政治活動とは

ポイント

- ▶ 公職選挙法では「政治活動」「選挙運動」について明文の規定はないものの、政治活動と選挙運動を区別しています。すなわち政治活動とは、「政治上の目的をもって行われるすべての行為から選挙運動に該当する行為を除いた一切の行為」と解しています。

- ▶ 選挙運動とは、判例により、次の3つの要素を満たす行為と解しています。

- ① 特定の選挙において、
- ② 特定の候補者の当選を目的として、
- ③ 投票を得または得させるために、直接・間接を問わず選挙人にはたらきかける行為

ケース解説

- ▶ **後援会の結成が政治活動ではなく選挙運動とみなされる場合**
後援会の結成目的が単に被後援者の人格敬慕や純粋な政治教育にとどまる場合には、後援会結成のための会合の開催などは選挙運動には該当しません。
ただし、後援会結成の時期、場所、方法などから総合的に判断して、特定の選挙について特定の候補者を当選させるために後援会が結成されることが明らかな場合には、選挙運動とみなされます。

政治活動と選挙運動の違い

一般的に政治活動と呼ばれる活動の中には、特定の公職の候補者を当選させるために行う選挙運動に該当する活動も含まれる場合が多く見受けられます。

そこで公職選挙法では、政治活動と選挙運動を明確に区別するために、政治活動を「政治上の目的をもって行われるすべての行為から選挙運動に該当する行為を除いた一切の行為」と解しています。

したがって、政治活動のうち選挙運動に該当する政治活動は、公職選挙法では政治活動としてではなく、選挙運動としての規制を受けます。

* 選挙運動の規制については、弊社刊『地方選挙要覧』をご覧ください。

事前運動の禁止

ポイント

▶ 立候補の届出以前に選挙運動をする（事前運動をする）ことは禁止されています。

罰則▶P92

〔公職選挙法129条関係〕

ケース解説

▶ 立候補の意思決定のために行う世論調査は事前運動か

立候補を決意するためにあらかじめ有権者の支持状況を調査する行為（瀬踏行為）は、立候補の準備行為として認められています。瀬踏行為には次のようなものがあります。

①有力者などを通じての打診と世論調査

地域や政党などの有力者と会って有権者の意識や選挙情勢の話の聞いたり、意見の交換をすること。あるいは、選挙区内の有権者を対象に意識調査などの世論調査を行い、自分がどれくらい有権者の支持を得られるのか、どんな政策が望まれているのかなどを知ること。

ただし、広範囲に行うなど、その方法いかんによっては投票の依頼を暗示するものとなり、事前運動の禁止に該当するおそれがあります。

②演説会や座談会の開催

多くの有権者の反響を直接みるために、議会報告演説会（公職にある者の場合）、時局演説会、政策発表演説会、座談会などを開催すること。

ただし、投票依頼のために行われる演説会や座談会は選挙運動となり、事前運動の禁止に該当します。

▶ 政党の公認や団体の推薦を得る行為は事前運動か

立候補しようとする者が政党の公認を求めたり、各種の友好団体の推薦を得られるかどうかの意向を打診することは、立候補の準備行為として認められています。また、特定の個人に対して推薦人になってもらうよう依頼することも、立候補準備行為として認められています。

ただし、会社などの団体から推薦を受けた者が謝意を表すためにその団体を訪問する際、投票を依頼すれば事前運動の禁止に該当します。